

道の子育て支援施策の展開について

幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化について

- 子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する。
幼児教育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る
少子化対策の観点などから取り組むもの。
- 「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2018」
（2018年6月15日閣議決定）において、以下の方針が示され、消費税率引上げ時の2019年10月1日から
の実施を目指すこととされている。
- 具体的な手続き等については、現在検討が行われているところ。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化。
 - * 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額を上限として無償化（上限月額2.57万円）。
 - * 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。
 - * 幼稚園（4時間程度）については満3歳（3歳になつた日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になつた後の最初の4月以後）から無償化。その他の施設等については、上記取扱いも踏まえて、検討が行われているところ。
- 0歳から2歳児の子供たちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化。
 - 【対象施設・サービス】
 - 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象。
- ※ 最優先の課題である待機児童解消の実現に向けた「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進める。

幼稚園の預かり保育を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 幼稚園の預かり保育を利用する子供たちについては、新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園保育料の無償化（上限月額2.57万円）に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。

※ 認定こども園における子ども・子育て支援新制度の1号認定の子供たちが利用する預かり保育も含む。

認可外保育施設を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 認可外保育施設等を利用する子供たちについても、保育の必要性があると認定された3歳から5歳の子供たちを対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。
- 0歳から2歳児の子供たちについては、住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。

【対象施設・サービス】

- 認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業が対象。
- 無償化の対象となる認可外保育施設等は、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として、指導監督基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

いわゆる「障害児通園施設」を利用する子供たち

【対象者・利用料】

- 就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子供たちについて、利用料を無償化。
 - * 3歳から5歳が対象（なお、0歳から2歳児の住民税非課税世帯については、既に無償となっている）。
- 幼稚園、保育所、認定こども園といわゆる障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象。

幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例）



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4.2万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。
(※) 地域型保育も対象。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象。



保育料について

認定区分や保護者の所得に応じて、
保育料が決まります。

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

● 保育料は保護者の所得(市町村民税所得割課税額等)を基に算出されます。

※施設によっては基本となる保育料のほか、スクールバス代などの実費負担や、各施設が独自に質の向上を図る上で必要となる追加の負担額が生じる場合があります。

② 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

<きょうだいで利用する場合、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。>

1号認定(幼稚園、認定こども園)と2号・3号認定(保育所、認定こども園、地域型保育)で多子計算のカウントの方法が異なります。



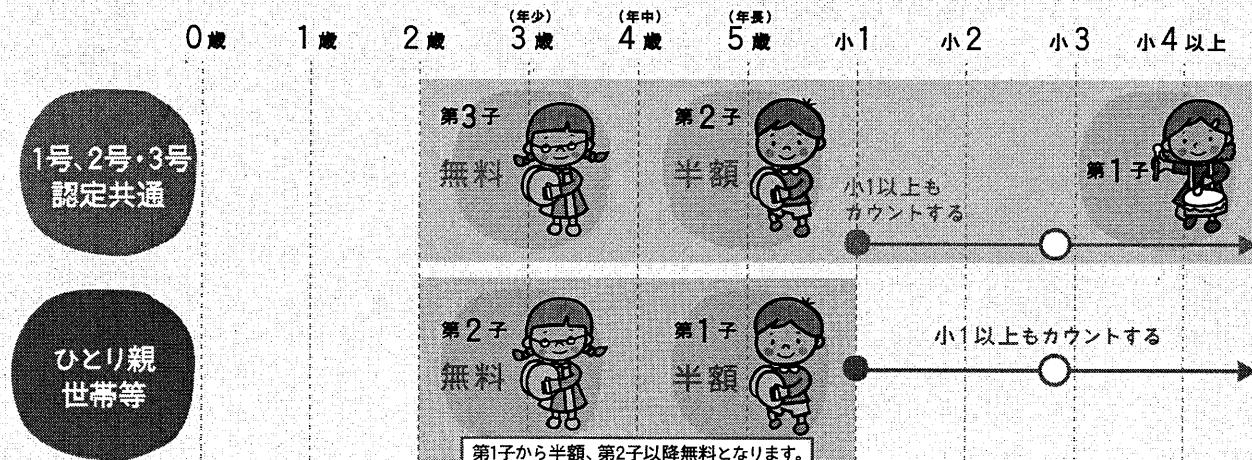
※きょうだいで通園する施設が異なる(認定区分が異なる)場合も、カウントの方法は同じです。

【例】第1子が小3、第2子が5歳(1号認定)で幼稚園を利用、第3子が3歳(2号認定)で保育所を利用している場合

▶ 第2子: 小3以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

▶ 第3子: 小学校就学前以下の範囲で数えて第2子カウントになるので半額

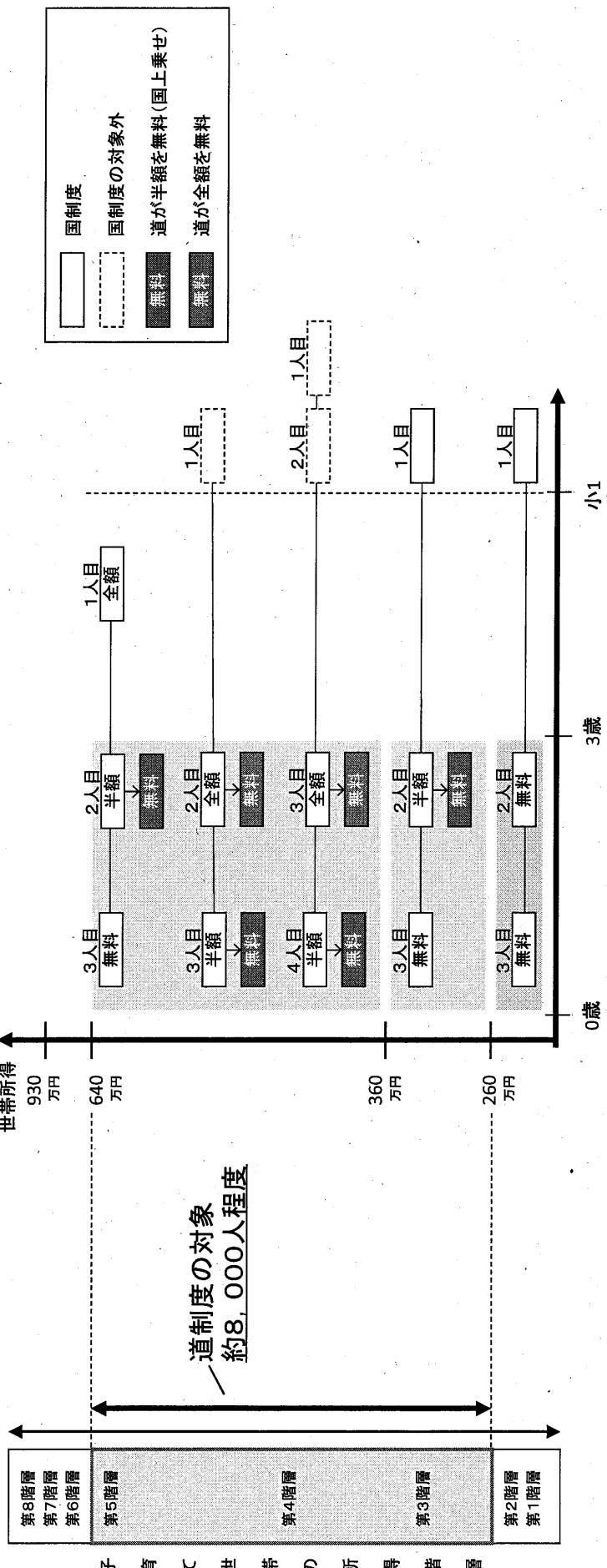
<年収約360万円未満相当の世帯の場合、軽減措置が拡充されます。>



※生活保護世帯や、ひとり親世帯等で市町村民税非課税世帯の場合は、第1子から無料です。

道における多子世帯の保育料軽減支援事業の概要

区分	年齢	北海道	国
	0～5歳	0～3歳未満をさらに軽減 (国制度の上乗・市町村補助 1／2)	
多子世帯		兄弟がいる場合、(就学、未就学)に関係なく 2人目以降は全額、半額ともに全て無料	
その他		①きょうだいで利用する場合、最年長から順に、 a. 1人目は全額、2人目は半額、3人目以降は無料 ただし、未就学児のみカウント	
		②なお、年収360万円未満相当の世帯、 a. 最年長から順に2人目は半額、3人目以降は無料 小学校就学後の子もすべてカウント	
		③ひとり親世帯等=1人目半額、2人目以降無料 ④年収260万円未満世帯=2人目以降無料	



●保育所及び認定こども園における保育士等の配置基準の特例について

①朝夕の保育士配置の要件弾力化

- 現在、保育士を最低2名配置することを求めている。

【北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】

第47条第2項 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上のおおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

【対応後】

	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B			16:00
保育士C			
保育士D		11:00	



	7:00～8:30	8:30～17:30	17:30～20:00
保育士A			
保育士B			16:00
保育士C			
保育士D		11:00	

○ 年齢別で定める配置基準により算定される保育士の数が1名となる時間帯に限り、保育士1名に加え、もう1名は、保育士資格を有しない一定の者(※)を配置することを可能とする。
※ 保育士資格を有しない一定の者については、子育て支援員研修を修了した者など、知識及び経験を有すると知事が認める者に限ることとする。

②幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

- 幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用することができることとする。

③加配人員における人員配置の弾力化

- 11時間開所8時間労働としていることなどにより、最低基準上必要となる保育士数(例えば15名)を上回って配置する者(例えば15名に追加する3名)について、保育士資格を有しない一定の者を活用することができるようとする。

最低基準上必要数(15名)
=保育士

上回って配置(3名)
+ =研修修了等

保育所及び認定こども園における職員配置の特例の実施状況(平成30年9月1日現在)

【道所管分(実績)】

	市町村名	種別	園名	実施年月日	内容
1	江別市	保育所	わかば保育園	H28.9.26～	幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用(1名)
2	月形町	保育所型 認定こども園	月形町認定こども園 花の里こども園	H29.12.11～	加配人員の配置に係る特例(1名)
3	小樽市	保育所	さくら乳児保育園	H29.3.1～	加配人員の配置に係る特例(1名)
4	小樽市	保育所型 認定こども園	認定こども園 さくら保育園	H29.3.1～	加配人員の配置に係る特例(1名)
5	厚真町	保育所型 認定こども園	厚真町こども園つみき	H30.4.1～	子どもが少数となる時間帯における特例(4名)
6	厚真町	保育所型 認定こども園	厚真町宮の森こども園	H30.4.1～	子どもが少数となる時間帯における特例(2名)
7	新ひだか町	保育所	青葉保育園	H29.12.1～	加配人員の配置に係る特例(1名)
8	旭川市	保育所型 認定こども園	旭川あかしあ 認定こども園	H28.11.1～	加配人員の配置に係る特例(1名)
9	旭川市	保育所型 認定こども園	しらかば 認定こども園	H28.12.1～	加配人員の配置に係る特例(1名)
10	旭川市	保育所型 認定こども園	認定こども園 新富保育園	H29.4.1～	子どもが少数となる時間帯における特例、 加配人員の配置に係る特例(1名)
11	旭川市	保育所型 認定こども園	認定こども園 龍谷きくし保育園	H29.4.1～	子どもが少数となる時間帯における特例、 加配人員の配置に係る特例(1名)
12	旭川市	保育所型 認定こども園	のなか認定こども園	H29.4.1～	加配人員の配置に係る特例(4名)
13	旭川市	保育所型 認定こども園	いすみこども園	H29.12.16～	子どもが少数となる時間帯における特例、 加配人員の配置に係る特例(1名)
				H30.1.16～	加配人員の配置に係る特例(1名)
14	旭川市	保育所型 認定こども園	北星おおぞら 認定こども園	H30.4.1～	子どもが少数となる時間帯における特例、 加配人員の配置に係る特例(1名)
15	旭川市	保育所型 認定こども園	認定こども園 ののはな保育園	H30.4.1～	加配人員の配置に係る特例(1名)
16	旭川市	保育所型 認定こども園	旭川あかしあ 認定こども園	H30.7.1～	子どもが少数となる時間帯における特例、 加配人員の配置に係る特例(1名)
17	旭川市	保育所型 認定こども園	北星おおぞら 認定こども園	H30.9.1～	子どもが少数となる時間帯における特例、 加配人員の配置に係る特例(1名)
18	名寄市	幼保連携型 認定こども園	名寄大谷認定こども園	H29.9.11～	子どもが少数となる時間帯における特例(1名)
19	名寄市	保育所	東保育所	H30.1.6～	子どもが少数となる時間帯における特例(2名)
20	名寄市	保育所	西保育所	H30.1.6～	子どもが少数となる時間帯における特例(2名)
21	名寄市	保育所	南保育所	H30.3.23～	子どもが少数となる時間帯における特例(1名)
22	士別市	保育所	あさひ保育園	H30.2.19～	子どもが少数となる時間帯における特例(1名)
23	当麻町	保育所	当麻保育園	H29.3.1～	子どもが少数となる時間帯における特例(1名)
24	北見市	幼保連携型 認定こども園	認定こども園 美山遊子	H30.11.1～	幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用(1名)
計	10市町		24園		

子育て支援員研修について

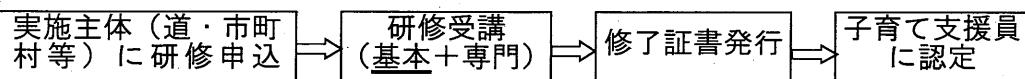
- 子ども・子育て支援新制度において実施される小規模保育、家庭的保育、ファミリーサポートセンター、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業や家庭的な養育環境が必要とされる社会的養護については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要。
- このため、地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な保育や子育て支援分野に関する必要な知識や技能等を修得するための全国共通の研修制度を創設し、これらの担い手となる「子育て支援員」の養成を図ることとし、道では、委託により、平成27年度から実施している。

「子育て支援員」とは

- 国で定めた「基本研修」及び「専門研修」を修了し、子育て支援員研修修了証書の交付を受けたことにより、子育て支援員として保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を修得したと認められる者
- 研修内容は各事業等に共通する「基本研修」と特性に応じた専門的内容を学ぶ「専門研修」により構成され、質の確保を図る。
- 研修修了者を「子育て支援員」として研修の実施主体が認定（修了証書の交付は、知事）、全国で通用。

小規模保育等の保育分野や放課後児童クラブ、社会的養護、地域子育て支援など子ども・子育て分野に従事

研修受講から認定までの流れ



※保育士、社会福祉士等の資格保有者については、基本研修の免除が可能
【実施状況】

	受託者	研修時期	修了者人数
H27	(一社) 教育支援人材認証協会	平成28年1月～2月	140人 (地域型保育13人)
H28	(学) 札幌国際大学	平成28年10月～12月	328人 (地域型保育58人)
H29	(学) 札幌国際大学	平成29年8月～9月	335人 (地域型保育88人)
H30	(学) 札幌国際大学	平成29年度と同時期を予定	300人(定員)

平成30年度スケジュール

- ・H30. 6月中旬～7月中旬 受講者募集
- ・H30. 8月～9月 研修期間

子育て支援員研修の取組状況

■ 養成者数等 (実施主体:道)

(人)

コース	年度				合計
		H27	H28	H29	
基本研修	※基本研修を修了した者	106	239	212	557
地域保育コース・共通		41	108	124	273
地域保育コース①	地域型保育	13	58	88	159
	一時預かり事業	19	37	31	87
	ファミサポ	11	15	19	45
地域子育て支援コース②	利用者支援事業(基本型)	17	23	20	60
	利用者支援事業(特定型)	13	18	15	46
	地域子育て支援拠点事業	44	84	65	193
放課後児童コース③	ー	12	71	70	153
社会的養護コース④	ー	11	22	27	60
合計 (①+②+③+④)		140	328	335	803

■ 養成者数等 (実施主体:各市町村)

年度	実施市町村	コース及び養成者数 ※基本研修分含む	委託先	養成者数
H29	旭川市	・地域保育コース(地域型保育) ~117人 ・地域保育コース(一時預り事業) ~29人 ・放課後児童コース ~48人	(株)ニチイ学館 東京本社	【3市合計】 地域型 (163人) 一時預 (45人) 放課後 (48人)
	江別市	・地域保育コース(地域型保育) ~24人	(株)ニチイ学館 札幌支店	
	富良野市	・地域保育コース(地域型保育) ~22人 ・地域保育コース(一時預り事業) ~16人	(株)ニチイ学館 札幌支店	
H28	旭川市	・地域保育コース(地域型保育) ~99人 ・地域保育コース(一時預り事業) ~50人 ・放課後児童コース ~50人	(株)ニチイ学館 東京本社	【2市合計】 地域型 (118人) 一時預 (50人) 放課後 (50人)
	江別市	・地域保育コース(地域型保育) ~19人 ※テキスト代徴収なし	(株)ニチイ学館 札幌支店	
H27	江別市	・地域保育コース(地域型保育) ~15人 ※テキスト代徴収なし	(株)ニチイ学館 札幌支店	地域型 (15人)
※合計 489人(地域型~296人、一時預~95人、放課後~98人)				

※ H30は旭川市、江別市、北見市、根室市が実施を予定している(富良野市実施なし)。

■ 受講者数(公益財団法人児童育成協会実施分)

年度	実施場所	コース、テキスト代(受講者数) ※基本研修分含む	委託先
H29	札幌市内	・地域保育コース(地域型保育) ~95人	(株)ニチイ学館 札幌支店

※ 企業主導型保育事業の助成団体である当該財団により、企業主導型保育事業として、主に企業主導型保育施設で勤務している又は勤務予定の者を対象に、地域保育コース(地域型保育)が実施されている。

